（人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置）

第三条　旧給与特例法適用職員として在職した後、給与法の適用を受ける職員となった者の平成二十五年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する在職期間及び勤務期間（以下この条において「在職期間等」という。）の算定については、同月一日以前六箇月以内の期間内において旧給与特例法適用職員として在職した期間を第七条の規定による改正後の規則九―四〇（次項及び次条において「改正後の規則九―四〇」という。）第五条第一項及び第十一条第一項の在職期間等に算入する。

2　前項の規定に基づく在職期間等の算定については、改正後の規則九―四〇第五条第二項及び第十一条第二項の規定を準用する。

第四条　旧給与特例法適用職員として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となった者及び旧給与特例法適用職員として在職していた者であって、施行日までの間において引き続き改正後の規則九―四〇第六条第一項第一号イからニまでに掲げる者又は同項第二号イからニまでに掲げる者となり、これらの者として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となったものの給与法第十九条の五及び第十九条の六（これらの規定を給与法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間については、旧給与特例法適用職員として在職した期間を、改正後の規則九―四〇第六条の二第一項の在職期間とみなす。

（人事院規則九―四九の一部改正に伴う経過措置）

第五条　改正法附則第二十五条の規定により改正法附則第二十四条の規定による改正後の給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であった者とみなされた者（以下「みなし特定独法職員等」という。）及び旧給与特例法適用職員として在職していた者であって、引き続き検察官又は改正法附則第二十四条の規定による改正前の給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等（旧給与特例法適用職員を除く。）となり、これらの者として在職した後、施行日以後に引き続いて給与法第六条第一項の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となったもの（次項及び附則第八条において「措置対象職員」という。）に対する第八条の規定による改正後の規則九―四九（以下この条において「改正後の規則九―四九」という。）第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号並びに第十二条第二号の規定の適用については、改正後の規則九―四九第十一条第一項第二号中「特定独立行政法人職員等（」とあるのは、「特定独立行政法人職員等（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員を含む。」とする。

2　みなし特定独法職員等及び措置対象職員については、旧給与特例法適用職員を改正後の規則九―四九第十四条第一項に規定する特定独立行政法人職員等であるものとみなして、同項の規定を適用する。

（人事院規則九―五四の一部改正に伴う経過措置）

第六条　旧給与特例法適用職員であった者から引き続き俸給表適用職員となった者については、旧給与特例法適用職員を第九条の規定による改正後の規則九―五四第四条に規定する特定独立行政法人職員等であるものとみなして、同条の規定を適用する。

（人事院規則九―八九の一部改正に伴う経過措置）

第七条　旧給与特例法適用職員であった者から引き続き俸給表適用職員となった者については、旧給与特例法適用職員を第十条の規定による改正後の規則九―八九第五条第二項第七号に規定する特定独立行政法人職員等であるものとみなして、同号の規定を適用する。

（人事院規則九―一二一の一部改正に伴う経過措置）

第八条　みなし特定独法職員等（次条の規定の適用を受けることとなる者を除く。）及び措置対象職員等については、旧給与特例法適用職員を第十一条の規定による改正後の規則九―一二一（次条において「改正後の規則九―一二一」という。）第五条第一項第一号及び第三項に規定する特定独立行政法人職員等であるものとみなして、これらの規定を適用する。

第九条　みなし特定独法職員等（施行日に俸給表適用職員となったことに伴い勤務場所に変更がなかった職員に限る。）に係る広域異動手当については、俸給表適用職員となったことに伴い勤務場所に変更があったものとみなして、改正後の規則九―一二一第五条及び第六条の規定を適用する。この場合において、第五条第一項第一号中「特定独立行政法人職員等（」とあるのは、「特定独立行政法人職員等（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員を含む。」とする。

（人事院規則一六―〇の一部改正に伴う経過措置）

第十条　補償法第四条第一項に規定する期間中に旧給与特例法適用職員として在職していた日がある場合における第十五条の規定による改正後の規則一六―〇第十一条及び第十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

第十一条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第十二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―三〇（特殊勤務手当）の項中「第二十条第一項各号」を「第二十条第一項第一号から第三号まで」に改める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―六―七五

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号⑭中「機能訓練課長」の下に「、生活訓練課長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の表原子力事務所の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―三〇―八一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。